

令和6年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費
(次世代省エネ建材の実証支援事業)

次世代省エネ建材の実証支援事業

対象製品の公募要領

2024年4月

sii 一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

対象製品の登録申請をされる方へ

対象製品登録については、一般社団法人 環境共創イニシアチブ及び株式会社野村総合研究所(以下「NRI」という。)により構成される住建2024事業共同事業体(以下「本事業体」という。)が執行する「令和6年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費(次世代省エネ建材の実証支援事業)」の趣旨に基づき、本事業体 代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が運用を行います。

次世代省エネ建材の対象製品登録の申請者は、虚偽の内容を含む申請を行わないでください。その内容に偽りがあることが対象製品登録後に判明した場合、法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をしてください。

住建2024事業共同事業体 代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

I N D E X

1	事業概要		
	1. 事業趣旨	3
	2. 事業内容	3
2	登録対象の製品について		
	1. 登録申請者の要件	3
	2. 対象製品のグレード	3
3	登録要件		
	1. 断熱パネルの登録要件	4
	2. 潜熱蓄熱建材の登録要件	8
	3. 断熱材の登録要件	10
	4. 玄関ドアの登録要件	11
	5. 窓・防災ガラス窓の登録要件	13
	6. 調湿建材の登録要件	15
4	登録スケジュールと公表		
	1. 登録スケジュール	16
	2. 対象製品の公表	16
5	登録方法		
	1. 登録手順	17
	2. 登録申請フロー	17
	3. 提出書類	19
	4. 移行登録申請フロー	22
	5. 対象製品の登録申請期間、申請先及び問合せ先	23
6	同意事項及び個人情報の取得と利用について		
	1. 対象製品に関する同意事項	24
	2. 個人情報の取得と利用について	25
7	必要提出書類の入力例		
	1. アイコンの説明	27
	2. 個人情報の取得と利用について	28
	3. 対象製品登録申請書	29
	4. 対象製品申請リスト	30
	5. 企業情報	36
	6. OEM等企業情報	37
8	その他		
	1. 対象製品の変更について	38
	2. 出荷証明書・施工証明書発行についてのお願い	38

1 事業概要

1. 事業趣旨

既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿建材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。

2. 事業内容

S I I が定める要件を満たした高性能建材・潜熱蓄熱建材・調湿建材の導入を行う者に対して、その経費の一部を補助する。

【補助事業名】

令和6年度 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費(次世代省エネ建材の実証支援事業)

略称：令和6年度 次世代省エネ建材の実証支援事業(以下「本事業」という。)

2 登録対象の製品について

1. 登録申請者の要件

以下の要件①、②を満たす登録申請者(以下「メーカー」という。)を対象とする。

① 製品の製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者であること。

② 事業及び企業の継続性があること。

(注1) 登記をしている法人格に限る。

(注2) 製品を購入し自社の責任で販売する事業者は、OEM等企業情報(製品を製造する企業等の情報)と、そのOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出すること。

2. 対象製品のグレード

S I I が製品を性能値別に区分したもの。

3 登録要件

1. 断熱パネルの登録要件

- ① 施工性を向上するため断熱材と下地材等が一体となったパネル及び現場でパネルとする真空断熱材で、室内側から施工できるものであること。
(壁の室外側、天井裏、床下から施工するものは対象外とする)
- ② 代表的な断熱パネルの表面積の50%以上が熱伝導率(以下「λ値」という。)0.022[W/(m・K)]以下の断熱材とし、λ値[W/(m・K)]によるグレードを以下のとおり設定する。
Sグレード：0.009以下 Aグレード：0.010～0.022
- ③ 断熱パネル全体の熱抵抗値(以下「R値」という。)が1.0[m²・K/W]以上のもの。
 - ・ R値はP.6の「断熱パネル全体のR値算出方法例」を参照して算出すること。
 - ・ 現場でパネルとする真空断熱材は代表的な施工例をもとにR値を算出すること。※1
- ④ 現場でパネルとする真空断熱材は、P.7表2の記載事項を記した「設計・施工マニュアル」、「設計チェックシート」と「施工チェックシート」を整備していること。
- ⑤ メーカー出荷時にその性能値が確保できているもので、且つ確認できること。
- ⑥ 断熱パネルの製造責任者として、原則、ISO 9001又はJIS Q 9001を取得していること。
- ⑦ 通常の使用下において、法定耐用年数の期間内に著しい基本性能の低下がないこと。
- ⑧ ホルムアルデヒド発散建築材料においては、規制対象外(JIS・JASのF☆☆☆☆及び大臣認定品等)であること。
また、規制対象外であることが確認できる書類(大臣認定書又は第三者機関※2にて発行された登録証、性能試験報告書等)を提出できること。
ただし、告示対象外で規制を受けない建材においては、当該建材を使用していることが分かる書類を提出すること。

※1 R値の算出に用いる熱伝導率は、JIS A 9529の式(2)で求めた製品の見掛けの熱伝導率 λ_D を用いること。

※2 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会等

- ⑨ 断熱パネルに内蔵された断熱材は、原則、JIS認証を取得した製品であること。
(該当するJIS等については、以下表1を参照のこと)

A) 過去3年以内に認証を受けているもの。

- 認証維持検査によるものを含む。
- 以下のa～dのいずれかに該当する製品であること。
 - a. JIS認証値で登録を要望し、JIS認証書、附属書の写しを提出できるもの。
 - b. JIS認証製品であり且つ自己宣言値での登録を要望し、JIS認証書、附属書の写し及び第三者機関※2にて測定した性能試験報告書を提出できるもの。
 - c. JIS認証外品の登録を要望し、品質認証書及び附属書の写し等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q17050供給者適合宣言も可)、第三者機関※2にて測定した性能試験報告書、JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類(試験体は3体以上とする)等を提出できるもの。
 - d. JIS規格がない製品の登録を要望し、品質認証書及び附属書の写し等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q 17050供給者適合宣言も可)、第三者機関※2にて測定した性能試験報告書、JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類(試験体は3体以上とする)等を提出できるもの。

(注1) 真空断熱材を内蔵した断熱パネルにおいては、メーカー作成の施工説明書に基づいた施工指導を行うこと。

表1 断熱パネルに内蔵される断熱材の登録要件に関するJIS規格等

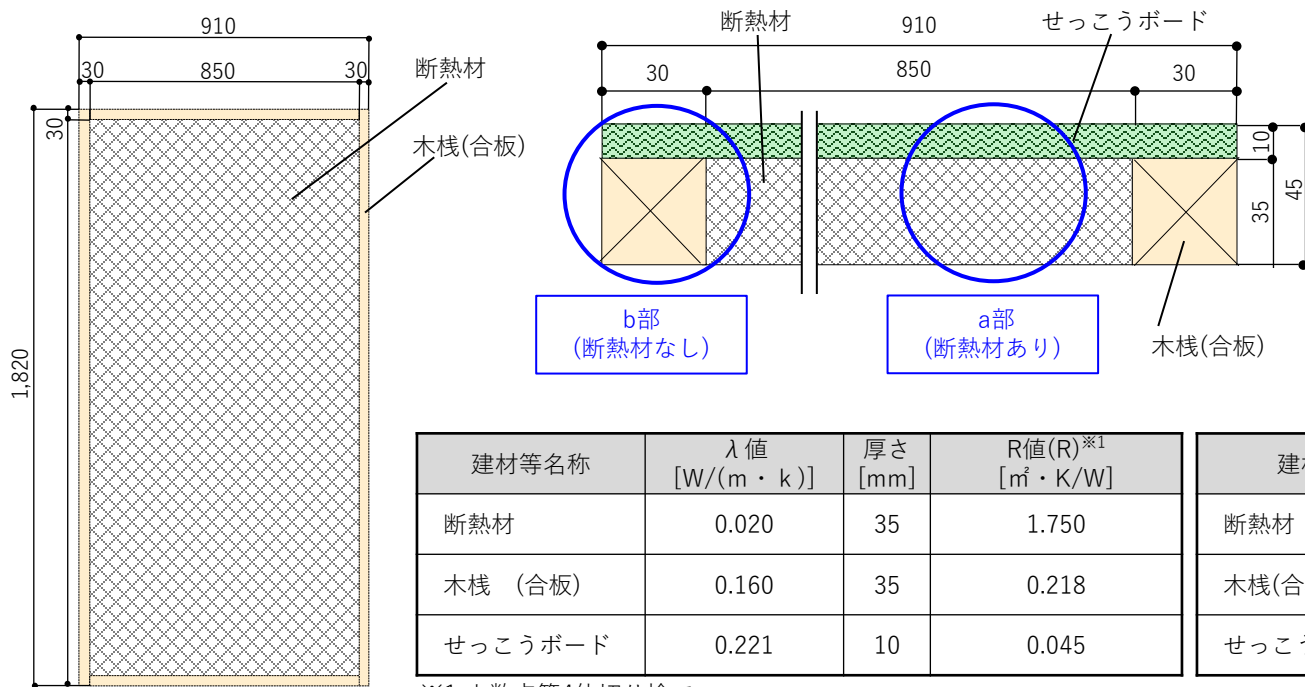
JIS規格等	内容
JIS A 9511	発泡プラスチック保温材
JIS A 9521	建築用断熱材
JIS A 9529	建築用真空断熱材
ISO 9001 JIS Q 9001	品質マネジメントシステム規格
JIS Q 17050	「適合性評価-供給者適合宣言」に基づく自己適合宣言

※2 一般財団法人 建材試験センター等

■ 断熱パネル全体のR値算出方法

$$\text{全体のR値} = \frac{S_a + S_b}{(U_a \times S_a) + (U_b \times S_b)} = \frac{S_a + S_b}{\frac{S_a}{R_a} + \frac{S_b}{R_b}} \quad \begin{array}{l} S_a : a\text{部面積} \\ S_b : b\text{部面積} \end{array} \quad \begin{array}{l} U_a : \frac{1}{R_a} \\ U_b : \frac{1}{R_b} \end{array} \quad \begin{array}{l} R_a : a\text{部R値} \\ R_b : b\text{部R値} \end{array}$$

・ 断熱パネル全体のR値算出例



※1 小数点第4位切り捨て

・ 断熱パネル全体のR値計算例

$$\text{全体のR値} = \frac{S_a + S_b}{\frac{S_a}{R_a} + \frac{S_b}{R_b}} = \frac{1.496 + 0.160}{(1.496 \div 1.795) + (0.160 \div 0.263)} = 1.14^{※2} \geq 1.0$$

$S_a : 1.496 \quad S_b : 0.160$
 $R_a : 1.750 + 0.045 = 1.795 \quad R_b : 0.218 + 0.045 = 0.263$

※2 小数点第3位切り捨て

(注1) λ 値が不明の場合は、国立研究開発法人 建築研究所で公表されている「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」第三節 熱貫流率及び線熱貫流率「付録A 住宅の平均熱貫流率算出に用いる建材等の熱物性値等」(https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/3-3_221001_v19.pdf)を参照して計算すること。

表2 現場でパネルとする真空断熱材の「設計・施工マニュアル」、「設計チェックシート」、「施工チェックシート」の記載事項

【設計・施工マニュアル】

必須項目		備考
設計項目	パネル仕様・構成	<p>代表的な施工例をもとに納まり断面図を作成し、パネルの構成材料とその仕様を明確にすること</p> <p>(例)</p> <p>①真空断熱材 : 製品名〇〇・厚さ〇〇(mm)</p> <p>②芯材 : 木棧(合板)等・設定厚さ〇〇(mm)</p> <p>③下地材 : 石膏ボード等・設定厚さ〇〇(mm)</p> <p>④パネル厚さ : 厚さ〇〇(mm)</p> <p>※真空断熱材・下地材を合わせた数値</p>
	パネルの熱抵抗値(R値)	<p>前頁の算出方法をもとに代表的な施工例にてR値を算出のこと</p> <p>※R値1.0(m²・K/W)以上であること</p>
	真空断熱材使用面積比率(%)	<p>R値1.0(m²・K/W)としたときの真空断熱材使用面積比率(下限)を算出のこと</p> <p>※(真空断熱材使用面積÷パネル面積)×100=〇〇(%)</p>
施工項目	製品の施工部位	天井・壁・床で製品が施工できる部位
	納まり断面図	代表的な施工例をもとにした納まり断面図を提出すること
	真空断熱材機能を失う施工注意喚起	釘打ち・破損等の施工上の注意喚起事項を明記のこと

【設計チェックシート】

必須項目	備考
パネル仕様・構成	<ul style="list-style-type: none"> 構成材料の仕様が設定のとおりであること 構成材料の厚さが設定厚さ以上であること パネルの総厚さが設定厚さ以上であること <p>※「設計・施工マニュアル」及び施工納まり図をもとに確認のこと</p>
パネルの熱抵抗値(R値)	1.0(m ² ・K/W)以上であること
真空断熱材使用面積比率(%)	<p>使用面積比率(下限)以上であること</p> <p>※求積図・求積表より確認すること</p>
その他	作成日、設計会社名、担当者名の記入欄があること

【施工チェックシート】

必須項目	備考
製品の施工部位	施工部位が申請のとおりであること
施工納まり	納まり断面図のとおりに改修されていること
真空断熱材使用面積比率(%)	使用面積比率(下限)以上であること
真空断熱材機能が失われていないか	施工説明書にある注意事項を遵守し、真空断熱材の機能を失う施工を行っていないこと
その他	作成日、施工会社名、担当者名の記入欄があること

2. 潜熱蓄熱建材の登録要件

- ① 潜熱蓄熱建材の利用方法は以下A～Cによるものとする。
 - A) 開口部からの進入日射熱利用
 - B) 温水式床暖房放熱器利用(太陽熱集熱設備併用)
 - C) 屋根空気集熱式ソーラーシステム利用(全館空調方式)
- ② 温度範囲15°Cから35°C(上記①、B 温水式床暖房放熱器利用(太陽熱集熱設備併用))の場合は20°Cから35°Cにおける蓄熱量が90[kJ/m²]以上、潜熱量が45[kJ/m²]以上であること。なお、試験方法はJIS A 1489又は建材試験センター規格のJSTM O 6101によるものとする。
- ③ 製品厚みが25mm以内であること。
- ④ メーカーにおいて、次頁表3の記載事項を記した「設計・施工マニュアル」、「設計チェックシート」と「施工チェックシート」を整備していること。
- ⑤ 通常の使用下において、法定耐用年数の期間内に著しい基本性能の低下がないこと。
- ⑥ ホルムアルデヒド発散建築材料においては、規制対象外(JIS・JASのF☆☆☆☆及び大臣認定品等)であること。また、規制対象外であることが確認できる書類(大臣認定書又は第三者機関^{※1}にて発行された登録証、性能試験報告書等)を提出できること。
ただし、告示対象外で規制を受けない建材においては、当該建材を使用していることが分かる書類を提出すること。
- ⑦ 第三者機関^{※2}による品質性能試験報告書等が提出できる製品(以下のA又はBに該当)であること。
(該当するJIS等については、以下表2を参照のこと)
 - A) 品質認証書及び附属書の写し等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される蓄熱量、潜熱量の管理図)及び第三者機関^{※2}にて測定した性能試験報告書^{※3}を提出できるもの。
 - B) 第三者機関^{※2}にて測定した性能試験報告書^{※3}及びQC工程表等を提出できるもの。

表2 潜熱蓄熱建材の登録要件に関するJIS規格等

JIS規格等	内容
ISO 9001 JIS Q 9001	品質マネジメントシステム規格
JIS Q 17050	「適合性評価-供給者適合宣言」に基づく自己適合宣言
JIS A 1489	潜熱蓄熱材を用いた建築材料の蓄熱特性測定方法
JSTM O 6101	潜熱蓄熱材を用いた建築材料の蓄熱特性試験方法

※1 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会等

※2 一般財団法人 建材試験センター等

※3 性能試験報告書を基に、JIS A 1489又はJSTM O 6101に基づいて製品の蓄熱量・潜熱量を補正した場合、メーカーの責任者名及び担当者名を明記した計算結果報告書等を合わせて提出すること。

表3 潜熱蓄熱建材の「設計・施工マニュアル」、「設計チェックシート」、「施工チェックシート」の記載事項

【設計・施工マニュアル】

必須項目		備考	
設計項目	製品の蓄熱量・潜熱量 [kJ/m ²]	『JIS A 1489又はJSTM O 6101』に基づく値 ※算出対象温度帯は以下のいずれかとする <ul style="list-style-type: none"> 『開口部からの進入日射熱利用』の場合：15°C～35°C 『温水式床暖房放熱器利用』の場合：20°C～35°C 『屋根空気集熱式ソーラーシステム利用』の場合：15°C～35°C 	
	製品の厚さ [mm]	重ねあわせの可否も記載	
	利用方法A	A～Cの該当項目一つ以上を記載すること	『開口部からの進入日射熱利用』の場合、真南±30°の方位に面する集熱開口部の面積が、対象室の床面積の10%以上
	利用方法B		『温水式床暖房放熱器利用』の場合、太陽熱利用温水式床暖房(個別空調)であること
	利用方法C		『屋根空気集熱式ソーラーシステム利用』の場合、屋根空気集熱式ソーラーシステム(全館空調)であること
	対象室の断熱	平成11年省エネ基準以上の断熱確保	
施工項目	製品の施工部位	床、壁、天井等、製品が施工できる部位	
	施工納まり図	製品を施工する部位ごとに潜熱蓄熱建材の配置位置が分かること	
	蓄熱機能を失う施工注意喚起	釘打ち・切断箇所指定等	

【設計チェックシート】

必須項目	備考
製品の蓄熱量・潜熱量[kJ/m ²]	<ul style="list-style-type: none"> 各利用方法における、蓄熱量：90[kJ/m²]、潜熱量：45[kJ/m²]以上あること 製品の重ね合わせは可であるが、重ねあわせる総製品厚みが25mm以内であること
設置する製品の総蓄熱量① [kJ/m ²] ※①②のいずれかを満たすこと	『開口部からの進入日射熱利用』『温水式床暖房放熱器利用』の場合、施工される製品の総蓄熱量が、対象室の床面積に192kJを乗じた数値よりも大きいこと
設置する製品の総蓄熱量② [kJ/m ²] ※①②のいずれかを満たすこと	『屋根空気集熱式ソーラーシステム利用』の場合、施工される製品の総蓄熱量が、延床面積に80kJを乗じた数値よりも大きいこと
対象室の断熱	規定された断熱基準より高いこと
利用方法	各利用方法に合致した設計であること
その他	作成日、設計会社名、担当者名の記入欄があること

【施工チェックシート】

必須項目	備考
製品の施工された部位	床・壁・天井等、製品設計上許容された部位か
施工された製品の納まり位置	外皮断熱材よりも対象部屋側に施工すること(可能な限り対象室側に施工すること)
施工された製品の厚さ	施工された製品の総厚みが25mm以内であること
利用方法	各利用方法に合致した熱取得を行っていること
蓄熱機能が失われていないか	施工マニュアルに記載された注意事項を遵守し、蓄熱機能を失う施工を行っていないこと
その他	作成日、施工会社名、担当者名の記入欄があること

3. 断熱材の登録要件

- ① 熱伝導率(以下「 λ 値」という。)が $0.022[W/(m \cdot K)]$ 以下の製品であること。
- ② メーカー出荷時にその性能値が確保できているもので、且つ確認できること。
- ③ 原則、JIS認証を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、以下表4を参照のこと)

- A) 過去3年以内に認証を受けているもの。
 - a. JIS認証値で登録を要望し、JIS認証書、附属書の写しを提出できるもの。
 - b. JIS認証製品であり且つ自己宣言値での登録を要望し、JIS認証書、附属書の写し及び第三者機関^{※1}にて測定した性能試験報告書を提出できるもの。
 - c. JIS認証外品の登録を要望し、品質認証書及び附属書の写し等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q 17050供給者適合宣言も可)、第三者機関^{※1}にて測定した性能試験報告書、JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類(試験体は3体以上とする)等を提出できるもの。
 - d. JIS規格がない製品の登録を要望し、品質認証書及び附属書の写し等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q 17050供給者適合宣言も可)、第三者機関^{※1}にて測定した性能試験報告書、JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類(試験体は3体以上とする)等を提出できるもの。

表4 登録要件区分ごとの詳細(断熱材)

JIS規格等	内容
JIS A 9511	発泡プラスチック保温材
JIS A 9521	建築用断熱材
ISO 9001 JIS Q 9001	品質マネジメントシステム規格
JIS Q 17050	「適合性評価-供給者適合宣言」に基づく自己適合宣言

※1 一般財団法人 建材試験センター等

4. 玄関ドアの登録要件

① 原則、製品シリーズでの登録とする。

ただし、シリーズ内で要件に満たない製品がある場合は、その製品を除外したシリーズ又は製品単体での登録も可とする。
その場合、シリーズ名又は製品名で判断できるように登録すること。

② ドアの熱貫流率(以下「Ud値」という)が $1.9[W/(m^2 \cdot K)]$ 以下であること。

- ただし、防火仕様の場合は $2.3[W/(m^2 \cdot K)]$ 以下※1であること。
- Ud値 $[W/(m^2 \cdot K)]$ によるグレードを以下のとおり設定する。

Sグレード：1.9以下 Aグレード：2.0～2.3

(注1) シリーズで登録する場合、登録する製品のうち最もUd値が大きい製品で上記登録要件を満たすことを、性能試験報告書等※にて示すこと。

③ 原則、JIS認証(JIS A 4702)を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、次頁表5を参照のこと)

A) 過去3年以内に認証を受けているもの。

- 認証維持審査によるものを含む。
- 複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。
- JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる以下のa又はbに該当する製品は対象とする。
 - a. 品質認証書及び附属書の写し等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書等、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測されるUd値の管理図)及び性能試験報告書※を提出できるもの。
 - b. 性能試験報告書※及びQC工程表等を提出できるもの。

※ 性能試験報告書等は以下のいずれかとする。

➤ JIS A 4710又はISO 12567-1により対象製品で実施された第三者機関※2の試験結果報告書

➤ JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2又はWindEyeDoor※3により対象製品で実施された第三者機関※4の計算結果報告書

➤ 国立研究開発法人建築研究所の「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1算定方法 第三章 第三節 表8 ドアの熱貫流率」の開口部の熱貫流率にて要件を満たしていること(枠と戸の仕様、ガラスの仕様等)を証明する書類(ドアメーカーにて責任者及び担当者名を明記したもの)

※1 防火仕様の場合は、登録の際に国土交通大臣の認定書(防火設備)を提出すること。

※2 JNLAやJABに登録されたメーカーの試験所も含む。

※3 一般社団法人 リビングアメニティ協会で公表されている開口部の熱性能評価プログラムWindEyeシリーズによる計算結果報告書を提出する場合、メーカーにてS I I登録型番を明記すること。

※4 一般社団法人 リビングアメニティ協会等

表5 玄関ドアの登録要件に関するJIS規格等

JIS規格等	内容
JIS A 4702	ドアセット
ISO 9001 JIS Q 9001	品質マネジメントシステム規格
JIS Q 17050	「適合性評価-供給者適合宣言」に基づく自己適合宣言
JIS A 4710	建具の断熱性試験方法
ISO12567-1	Thermal performance of windows and doors. Determination of thermal transmittance by the hot box method. Complete windows and doors.
JIS A 2102-1	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部：一般
JIS A 2102-2	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第2部：フレームの数値計算方法
WindEyeDoor	開口部の熱性能評価プログラム(ドアの熱性能評価)

5. 窓・防災ガラス窓の登録要件

- ① 原則、製品シリーズでの登録とする。
ただし、シリーズ内で要件に満たない製品がある場合は、その製品を除外したシリーズ又は製品単体での登録も可とする。
その場合、シリーズ名又は製品名で判断できるように登録すること。
- ② 中空層のある複層ガラス等を用いた製品であること。
- ③ 次のA又はBの製品とし、それぞれの要件を満たしていること
- A) 窓(防火・防風・防犯仕様)^{※1}
- 「防火仕様の窓」又は「シャッター又は雨戸又は面格子が一体枠となった窓」であること。
 - 熱貫流率：2.3[W/(㎡・K)]以下であること。
- B) 防災ガラス窓
- 中間膜の厚さが60mil(1.52mm)以上であり、且つJIS認証(JIS R 3205)を取得した合わせガラスを用いた製品であること。
 - 以下のUw値を満たす製品であること。
 - 既存サッシ枠の撤去を伴わないカバー工法窓：2.3[W/(㎡・K)]以下
 - 外窓：1.9[W/(㎡・K)]以下
- ④ Uw値[W/(㎡・K)]によるグレードを下表のとおり設定する。

製品		Sグレード	Aグレード
窓(防火・防風・防犯仕様)	外窓	1.9以下	2.0～2.3
防災ガラス窓	カバー工法窓	1.9以下	2.0～2.3
	外窓	1.9以下	—

(注1) テラスドア、勝手口ドア等は、ドアに組込まれたガラス部分がドア面積の50%以上であり、上記登録要件を満たす場合のみ登録可とする。ただし、ガラスのサイズが明記された書類を提出すること(カタログも可とする)。

※1 防火仕様の場合は、登録の際に国土交通大臣の認定書(防火設備)等を提出すること。防風・防犯仕様の場合は、製品断面図を提出すること。

⑤ 原則、JIS認証(JIS A 4706)を取得した製品であること。
(該当するJIS等については、以下表6を参照のこと)

A) 過去3年以内に認証を受けているもの。

- 認証維持審査によるものを含む。
- 複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。
- JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる以下のa又はbに該当する製品は対象とする。
 - a. 品質認証書及び附属書の写し等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書等、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測されるUw値の管理図)及び性能試験報告書※を提出できるもの。
 - b. 性能試験報告書※及びQC工程表等を提出できるもの。

※ 性能試験報告書は以下のいずれかとする。ただし、性能試験報告書にガラスメーカー名、ガラス製品名、ガラス中央部の熱貫流率(Ug値)、ガラスの中空層の厚さの記載があること(ない場合は、これらの項目を別紙にて作成し、窓メーカーにて責任者名及び担当者名を明記の上、提出すること)。

➢JIS A 4710又はISO 12567-1により代表試験体※1で実施された第三者機関※2の試験結果報告書

➢JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2又はWindEye※3により代表試験体で実施された第三者機関※4の計算結果報告書

表6 窓・防災ガラス窓の登録要件に関するJIS規格等

JIS規格等	内容
JIS A 4706	サッシ
ISO 9001 JIS Q 9001	品質マネジメントシステム規格
JIS Q 17050	「適合性評価-供給者適合宣言」に基づく自己適合宣言
JIS A 4710	建具の断熱性試験方法
ISO12567-1	Thermal performance of windows and doors. Determination of thermal transmittance by the hot box method. Complete windows and doors.
JIS A 2102-1	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部：一般
JIS A 2102-2	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第2部：フレームの数値計算方法
WindEye	開口部の熱性能評価プログラム(窓の熱性能評価)

※1 製品シリーズ(同一の製品シリーズ名として販売され、材質、構造等が同様であること)の中で、代表的な窓種(引き違い窓を原則とし、製品シリーズ内に引き違い窓(引き形式の窓)が無い場合は、該当シリーズの代表窓で可)、代表的なサイズ(W1650×H1300mm等、窓種を引き違い窓としない場合は、該当窓種の代表的なサイズ)、登録する製品シリーズとして装着させるガラスのうち最もガラス中央部のUg値(JIS R 3107等での計算値、第三者機関(一般財団法人建材試験センター等)の測定値、もしくはガラスメーカーカタログ値による)が大きいガラスからなる試験体をいう。

※2 JNLAやJABに登録されたメーカーの試験所も含む。

※3 一般社団法人 リビングアメニティ協会で公表されている開口部の熱性能評価プログラムWindEyeシリーズによる計算結果報告書を提出する場合、メーカーにて責任者名及び担当者名を明記すること。

※4 一般社団法人 リビングアメニティ協会等

6. 調湿建材の登録要件

- ① 内壁、天井、床等の内装に使用される調湿建材であって以下の要件を満たすもの。
- ② 中湿域(相対湿度50-75%)における吸湿量が3時間後15[g/m²]以上、6時間後20[g/m²]以上、12時間後29[g/m²]以上であること。放湿過程12時間後の放湿量は、吸湿過程12時間後の吸湿量の70%以上、又は中湿域での周期定常吸放湿試験を4サイクル繰り返し、1~4サイクル目の放湿量がすべて20[g/m²]以上であること。なお、試験方法はJIS A 1470-1によるものとする。
- ③ 通常の使用下において、法定耐用年数の期間内に著しい基本性能の低下がないこと。
- ④ ホルムアルデヒド発散建築材料においては、規制対象外(JIS・JASのF☆☆☆☆及び大臣認定品等)であること。
また、規制対象外であることが確認できる書類(大臣認定書又は第三者機関^{*1}にて発行された登録証、性能試験報告書等)を提出できること。
ただし、告示対象外で規制を受けない建材においては、当該建材を使用していることが分かる書類を提出すること。
- ⑤ 第三者機関^{*2}による品質性能試験報告書等が提出できる製品(以下のA又はBに該当)であること。
(該当するJIS等については、以下表7を参照のこと)
 - A) 第三者機関^{*2}にて測定した品質認証書及び附属書の写し等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実行されるQC工程管理図等)及び性能試験報告書を提出できるもの。
 - B) 第三者機関^{*2}にて測定した性能試験報告書及びQC工程表等を提出できるもの。

表7 調湿建材の登録要件に関するJIS規格等

JIS規格等	内容
ISO 9001 JIS Q 9001	品質マネジメントシステム規格
JIS Q 17050	「適合性評価-供給者適合宣言」に基づく自己適合宣言
JIS A 1470-1	建築材料の吸放湿性試験方法－第1部：湿度応答法

※1 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会等

※2 一般財団法人 建材試験センター等

4 登録スケジュールと公表

1. 登録スケジュール

登録申請のスケジュールは以下のとおりとする。

登録スケジュール	
メーカーコード発行申請期間	2024年4月8日(月)～2024年11月29日(金)
対象製品の登録申請期間	
対象製品の公表(S I Iホームページ)	月1回程度の予定※1

(注1) 本事業において、対象製品公募説明会は実施しない。

2. 対象製品の公表

- 登録された対象製品は、S I Iホームページにて順次公表する。
- 公表する内容は以下のとおりとする。
- 公表する内容はメーカーが対象製品申請リストで製品登録を行い、S I Iが製品の性能について審査をした上で対象製品として承認した製品を公表する。

S I Iホームページでの公表項目		補足事項	S I Iホームページでの公表項目		
共通	登録日	S I Iホームページにて公表した日	断熱パネル	<ul style="list-style-type: none"> 断熱材の種類 内蔵された断熱材の熱伝導率(λ値) グレード 	<ul style="list-style-type: none"> 断熱パネルの厚さ 設計・施工マニュアル 設計・施工チェックシート
	メーカー名	製品を製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者の名称		潜熱蓄熱建材	<ul style="list-style-type: none"> 潜熱蓄熱建材の種類 15°Cから35°Cにおける蓄熱量・潜熱量 20°Cから35°Cにおける蓄熱量・潜熱量
	S I I登録型番	S I Iの登録型番付番ルールに準ずるもの	断熱材		<ul style="list-style-type: none"> 断熱材の種類
	製品名又はシリーズ名	—	玄関ドア	<ul style="list-style-type: none"> 厚さ グレード 	<ul style="list-style-type: none"> 防火仕様の有無
	ホームページ等のURL	対象製品の詳細が分かるホームページ等のURL	窓 ・ 防災ガラス窓	<ul style="list-style-type: none"> 改修工法 建具の仕様 ガラスの仕様 	<ul style="list-style-type: none"> ガラス中空層の種類 複層ガラスの最小中空層の厚さ グレード
	問合せ用の電話番号、メールアドレス又は問合せフォームURL	対象製品の詳細が分かる問合せ用の電話番号、メールアドレス又は問合せフォームのURL	調湿建材	<ul style="list-style-type: none"> 代表サイズ 厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な部位

※1 対象製品については、登録申請からS I Iホームページに公表されるまでに1か月以上必要となることを念頭に置いて申請すること。

5 登録方法

1. 登録手順

対象製品として製品を登録するためには、以下の手順で、製品の性能や製品型番等の情報をS I Iへ申請し、登録要件を満たしているか否かの審査を受けることが必要となる。

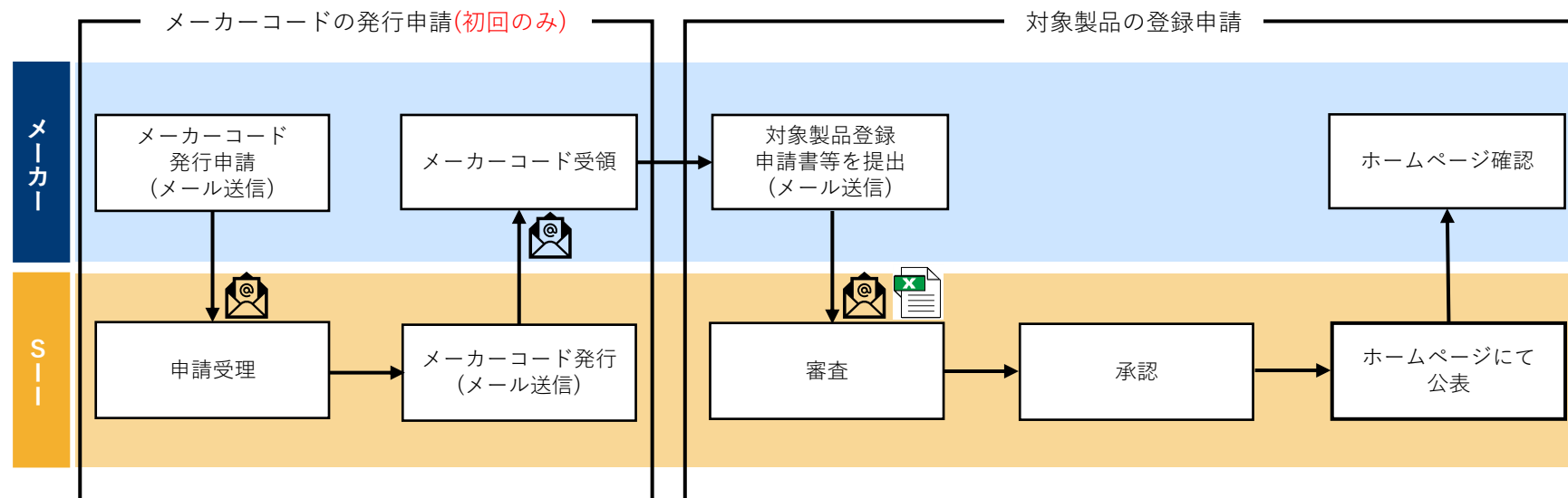
- ① 対象製品の登録を希望するメーカーは、S I Iにメールにて「メーカーコードの発行申請」を行う。
- ② S I Iは、申請内容を確認の上メーカーコードを発行し、登録を希望するメーカーにメールにて連絡する。
- ③ メーカーコードを受領したメーカーは、S I Iにメールにて「対象製品の登録申請」を行う。
- ④ S I Iは審査の結果、登録要件を満たしていると確認ができた製品を本事業のデータベースに型番登録する。ただし、登録にあたっては条件をつける場合がある。
- ⑤ S I Iホームページにて対象製品を公表し、登録完了とする。
※ 審査結果の通知は行わないのでS I Iホームページを確認すること。

(注1) 上記①、②は初回のみとする。令和5年度以前に次世代省エネ建材の実証支援事業にて、すでにメーカーコードを受領している場合、発行申請は不要とする。

(注2) 令和5年度次世代省エネ建材の実証支援事業で既に登録されている製品については、本事業における製品登録の申請において、一部書類を省略できる。

2. 登録申請フロー

対象製品を登録するフローは以下のとおりとする。



① メーカーコードの発行申請

- 対象製品登録を希望するメーカーは、初回の対象製品登録申請前に「メーカーコードの発行申請」を行う。
- メーカーコード発行申請期間内に、P.23のメール送信先にメーカーコードの発行を希望する旨を連絡すること。
- その後、S I Iから製品区分ごとに申請する各メーカーへ、固有のメーカーコードを速やかにメールにて発行・付与する。

(注1) メーカーコードの発行申請をする際は、法人の登記事項証明書の写しを提出し、申請すること。

② 「メーカーコード」と「登録申請する製品型番」について

- 初回のみ各企業に固有の4桁のメーカーコードをS I Iが発行する。
- S I I登録型番は頭文字4文字を製品区分ごとに「メーカーコード」として固定とする。
- 重複のない製品型番を設定し、登録申請を行うこと。

製品区分	メーカーコード (例)	製品(シリーズ) 型番(例)	グレード (例)	S I I登録型番 (例)	桁数
断熱パネル	JP 33	1111	S	JP331111S	9桁
潜熱蓄熱建材	JT 44	2222	—	JT442222	8桁
断熱材	JH 55	3333	—	JH553333	8桁
玄関ドア	JD 66	4444	A	JD664444A	9桁
窓・防災ガラス窓	JW 77	5555	S	JW775555S	9桁
調湿建材	JC 88	6666	—	JC886666	8桁

③ 対象製品の登録申請

- メーカーコードが発行されたメーカーは、対象製品の登録申請期間内にメールにて申請を行う。
- データは以下のルールに則ってファイル名を作成し、P.23のメール送信先に必要書類と併せて送付すること。
- その後、S I Iによる審査にて承認された製品は、S I Iホームページにて対象製品を公表し、登録完了となる。

〔添付ファイルのファイル名 作成ルール〕 アンダーバー

例： JP99↓20240408.x|sx

3. 提出書類

- 登録申請を行う場合は、以下の提出書類をS I Iにメールにて送付すること。
- 製品区分の異なる製品を登録する場合は、製品区分ごとにそれぞれ作成・提出すること。
- 提出書類にある「○：必須」、「△：該当する申請者のみ」に従い、書類を提出すること。
- 製品を登録する場合は、P.17 2.登録申請フローに従って書類を提出すること。

No.	書類名	提出形態	提出書類	備考
1	対象製品登録申請書(定型様式1)	データ(Excel形式)	○	—
2	対象製品申請リスト(定型様式2)			
3	個人情報の取得と利用について(定型様式5)			
4	企業情報(定型様式3)	データ(Excel形式)	△	初回での登録又は登録内容に変更がある際は提出すること。
5	第三者認証証憑等	データ(PDF形式)	○	断熱パネル、潜熱蓄熱建材、断熱材、玄関ドア、窓・防災ガラス窓、調湿建材により異なる。詳細はP.20、21を参照のこと。
6	OEM等企業情報(定型様式4)	データ(Excel形式)	△	対象製品の登録を行う申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出すること。
7	OEM等先との契約書又は覚書等	データ(PDF形式)	△	対象製品の登録を行う申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出すること。
8	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ	データ(PDF形式)	○	カタログは表紙と対象製品申請リストに入力したメーカー、型番が入ったページを提出すること。
9	断熱パネル全体のR値を算出した計算結果報告書等	データ(PDF形式)	△	断熱パネルを登録する場合は責任者名及び担当者名を明記した <u>計算結果報告書等</u> を提出すること。
10	施工説明書	データ(PDF形式)	△	真空断熱材を内蔵した断熱パネルを登録する際は提出すること。
11	設計・施工マニュアル	データ(PDF形式)	△	現場でパネルとする真空断熱材、潜熱蓄熱建材を登録する際は、提出すること。
12	設計チェックシート、施工チェックシート	データ(Excel形式)	△	現場でパネルとする真空断熱材、潜熱蓄熱建材を登録する際は、提出すること。
13	ホルムアルデヒド関係書類	データ(PDF形式)	△	断熱パネル、潜熱蓄熱建材、調湿建材を登録する際は、提出すること。
14	国土交通大臣の認定書(防火設備)	データ(PDF形式)	△	防火仕様の製品を登録する際は提出すること。 なお、平成31年度国土交通省告示第470号に則った仕様の製品の場合は、その仕様を確認できる書類の提出でも可とする。
15	製品断面図	データ(PDF形式)	△	防風・防犯仕様の窓を登録する際は、提出すること。

① 製品区分により必要な提出書類の補足

- 第三者認証証憑等の書類の詳細は以下とする。
- 各対象製品における登録要件区分に合わせた製品規格ごとに全て提出すること。

(注1) 製品登録を行う申請者が自社で製造等していない場合、OEM等先の第三者認証証憑等でも可とする。

(注2) **自社で発行し押印を必要とする書類(計算報告書等)がある場合は責任者名及び担当者名を明記して提出すること。**

(注3) 2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)までにJIS等の認証及び第三者機関にて測定した性能試験報告書を更新した場合、更新された書類の写しを速やかにS I Iへ提出すること。

(注4) 提出する第三者認証証憑等の書類には、登録申請するS I I登録型番を明記すること。

【断熱パネルに内蔵される断熱材】 【断熱材】

登録要件区分		J I S 規格等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9529(断熱パネルに限る)	<ul style="list-style-type: none"> • JIS製品認証書及び附属書の写し
2	JIS規格準拠製品	JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9529(断熱パネルに限る)	<ul style="list-style-type: none"> • JIS製品認証書及び附属書の写し • 第三者機関にて測定した性能試験報告書(自己宣言値での登録)
3	JIS認証未取得製品	ISO 9001、JIS Q 9001、 JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9529(断熱パネルに限る)	<ul style="list-style-type: none"> • 品質認証書及び附属書の写し等 • 第三者機関にて測定した性能試験報告書 • JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類(試験体は3体以上とする)
		JIS Q 17050 「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言 JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9529(断熱パネルに限る)	<ul style="list-style-type: none"> • 自己適合宣言書(JIS Q 17050-1) • 支援文書(JIS Q 17050-2) • 第三者による適合性評価報告書、又は第三者機関にて測定した性能試験報告書 • 品質マニュアル • QC工程表 • JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類(試験体は3体以上とする)
4	JIS規格外製品	ISO 9001、JIS Q 9001	<ul style="list-style-type: none"> • 品質認証書及び附属書の写し等 • 第三者機関にて測定した性能試験報告書 • JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類(試験体は3体以上とする)
		JIS Q 17050 「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言	<ul style="list-style-type: none"> • 自己適合宣言書(JIS Q 17050-1) • 支援文書(JIS Q 17050-2) • 第三者による適合性評価報告書、又は第三者機関にて測定した性能試験報告書 • 品質マニュアル • QC工程表 • JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類(試験体は3体以上とする)

【潜熱蓄熱建材】

登録要件区分		J I S 規格等	提出書類
1	ISO 9001等での登録製品	ISO 9001、JIS Q 9001、JIS Q 17050 「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言	<ul style="list-style-type: none"> 品質認証書及び附属書の写し等 (ISO 9001、JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される蓄熱量、潜熱量の管理図) 第三者機関にて測定した性能試験報告書
2	自己品質管理による登録製品	—	<ul style="list-style-type: none"> QC工程管理表等 第三者機関にて測定した性能試験報告書

【玄関ドア】

登録要件区分		J I S 規格等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 4702	<ul style="list-style-type: none"> JIS製品認証書及び附属書の写し
2	JIS認証未取得製品 (ISO 9001等での登録製品)	ISO 9001、JIS Q 9001、JIS Q 17050 「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言 (JIS A 4702)	<ul style="list-style-type: none"> 品質認証書及び附属書の写し等 (ISO 9001、JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図) 第三者機関にて測定した性能試験報告書
3	JIS認証未取得製品 (自己品質管理による登録製品)	—	<ul style="list-style-type: none"> QC工程表等 第三者機関にて測定した性能試験報告書

【窓・防災ガラス窓】

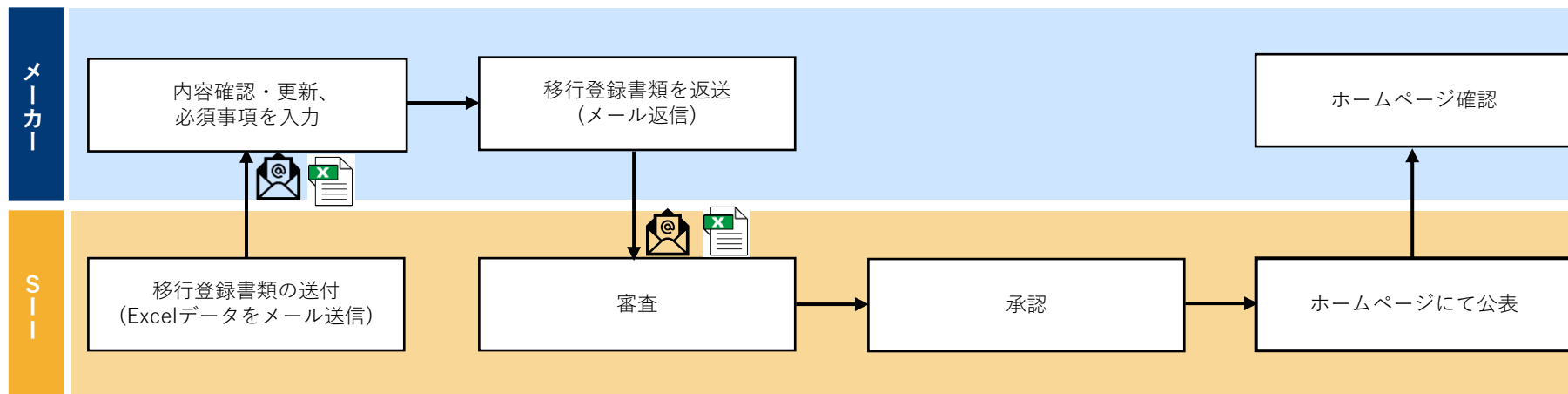
登録要件区分		J I S 規格等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 4706	<ul style="list-style-type: none"> JIS製品認証書及び附属書の写し
2	JIS認証未取得製品 (ISO 9001等での登録製品)	ISO 9001、JIS Q 9001、JIS Q 17050 「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言 (JIS A 4706)	<ul style="list-style-type: none"> 品質認証書及び附属書の写し等 (ISO 9001、JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図) 第三者機関にて測定した性能試験報告書
3	JIS認証未取得製品 (自己品質管理による登録製品)	—	<ul style="list-style-type: none"> QC工程表等 第三者機関にて測定した性能試験報告書

【調湿建材】

登録要件区分		J I S 規格等	提出書類
1	ISO 9001等での登録製品	ISO 9001、JIS Q 9001、JIS Q 17050 「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言	<ul style="list-style-type: none"> 品質認証書及び附属書の写し等 (ISO 9001、JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実行されるQC工程管理図等) 第三者機関にて測定した性能試験報告書
2	自己品質管理による登録製品	—	<ul style="list-style-type: none"> QC工程管理表等 第三者機関にて測定した性能試験報告書

4. 移行登録申請フロー

登録済み製品の移行フローは以下のとおりとする。



① 移行登録申請での提出書類

- 対象製品の移行登録を行う場合は、以下の提出書類をSIIに送付すること。
- 提出書類にある「○：必須」、「△：該当する申請者のみ」に従い、書類を提出すること。

No.	書類名	提出形態	提出書類	備考
1	対象製品移行登録申請書	データ(Excel形式)	○	—
2	企業情報	データ(Excel形式)	△	登録済みの情報に変更がある場合、提出すること。
3	対象製品移行登録申請リスト	データ(Excel形式)	○	—
4	第三者認証証憑等	データ(PDF形式)	△	更新があった場合、提出すること。
5	OEM等企業情報	データ(Excel形式)	△	登録済みの情報に変更がある場合、提出すること。
6	OEM等先との契約書又は覚書等	データ(PDF形式)	△	登録済みの情報に変更がある場合、提出すること。

(注1) スケジュール等の詳細は、令和5年度次世代省エネ建材の実証支援事業の登録メーカーへ個別に連絡する。

5. 対象製品の登録申請期間、申請先及び問合せ先

① 対象製品の登録申請期間

2024年4月8日(月)～2024年11月29日(金)

② 申請先(メール送信先 / メールタイトル / メール本文の必要記載事項)

メール送信先 (S I I)	jisedai-seihin@sii.or.jp
メールタイトル	例) メーカーコードの発行申請 断熱パネル製品メーカーコード発行申請/(株)〇〇〇〇
	例) 対象製品の登録申請 断熱パネル対象製品登録申請/(株)〇〇〇〇
メール本文の 必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 希望する申請内容 (製品メーカーコード発行、製品登録、製品移行登録) ② 申請する製品区分 (断熱パネル、潜熱蓄熱建材、断熱材、玄関ドア、窓・防災ガラス窓、調湿建材) ③ メーカーの名称 ④ 担当者名 ⑤ 担当者連絡先 ⑥ 担当者メールアドレス(返信用となる)

6 同意事項及び個人情報の取得と利用について

1. 対象製品に関する同意事項

対象製品の登録を希望するメーカーは、特に以下の点に留意すること。また、対象製品の登録申請をもって同意したものとみなす。

- ① 対象製品登録の際は間違いがないよう十分注意すること。
S I I ホームページに公表後、万一間違いが見つかり、その間違いにより生じたトラブルや損害は、各社の責任で対応すること。
- ② 登録申請する製品は申請時に上市していること。
- ③ 申請された内容に変更(製品名、製品に係る性能、仕様、性能仕様に係る組成、担当者情報等を含む)及び廃番を予定している場合は、速やかにS I I へ相談すること。変更の内容についてS I I が適切でないと判断した場合は、S I I の指示に従うこと。
- ④ 対象製品の広報に関して登録された製品を各社のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で対象製品として広報することは任意とする。
ただし、S I I ホームページの公表前に登録された製品かのような誤解を与える表現を用いないこと。対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないこと。
- ⑤ 対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてS I I は一切の責任を負わない。
製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカーが責任を負うこと。
- ⑥ 導入した製品に不具合等(製品の個体差によるものは含まない)が発生した場合は、その対策・対応を進めるとともに速やかにS I I へ報告を行うこと。
S I I は、その不具合の内容により文書で報告を求めることがある。また、不具合等により製品の交換を行う場合は、未使用品を使用すること。
- ⑦ 対象製品登録を行ったメーカーは、対象製品登録の申請書類全てについて、その一式を本事業の終了後から最低5年間保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力すること。
- ⑧ 対象製品登録申請を行うメーカーは、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。
S I I により虚偽が認められた場合、S I I は当該メーカーに対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告を求めることがある。
- ⑨ 前項の報告を受けたときは、S I I はその内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、S I I が審査のために必要であると認められるときは当該製品及び関連資料の提出を命じ、メーカーの工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ⑩ 前項によりメーカーに不正行為があったと認められたときは、対象製品の登録を取消すとともに、メーカーの名称及びその内容を公表する可能性があること。
- ⑪ 補助金受給に係る不正行為について、指定製品メーカーの関係者の関与が認められた場合、その事業者の登録された対象製品を全て対象外とする場合があること。
- ⑫ 前項による取り消しを行った場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、メーカーに対して期限を付して当該補助金相当額を請求することができる。
- ⑬ 登録された対象製品の輸送・取り扱いについては、建築基準法・消防法・労働安全衛生法等の関係法規を遵守し十分な対策のもと慎重に行うこと。
- ⑭ 製造・輸入元等と対象製品の登録申請を行うメーカーとの間で生じる問題等に関しては、S I I は一切の責任を負わない。
- ⑮ 経済産業省が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにした上で、対象製品等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
- ⑯ 登録製品に大幅な納期遅れ等が生じる場合はS I I に報告を行うこと。
- ⑰ 製品の発注ロットや納期を明確にしておくこと。

2. 個人情報の取得と利用について

以下に示す個人情報の取得及び利用に関する内容について同意の上申請すること。

① 個人情報の取得について

本事業体は本事業の実施のため、以下②に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。これらの取得した情報を、③に記載する範囲・目的で提供することをメーカーは同意するものとする。本事業体の個人情報保護方針は以下を確認すること。

【S I I】 <https://sii.or.jp/privacy/> 【N R I】 <https://www.nri.com/jp/site/security>

② 取得する情報

本事業体は、製品登録開始から本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得する。

- A) メーカー名、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の登録事業者情報
- B) 登録製品の性能情報
- C) その他、本事業に必要な情報

なお、メーカーが、本事業体に提供する上記の情報に、メーカーが自ら取得した個人情報が含まれる場合、本事業体への提供及び本事業体から国等への提供に対して適切な同意を取得するものとする。

③ 利用目的

本事業体は②で取得した情報を以下の目的で利用する。

- A) 製品登録の審査、管理、連絡等
- B) 製品登録以降の本事業等の審査、管理、連絡等
- C) 本事業体の各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- D) その他、本事業の運営に必要な業務

④ 第三者への提供について

本事業体は②で取得した情報を、以下の場合及び⑤へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目等を明示し、同意をしたものに限る。

- A) 法令により提供を求められた場合
- B) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- C) 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

⑤ 製品登録における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供する。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行う。

提供元	提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
本事業体	国等	<ul style="list-style-type: none"> 本事業等の申請状況・効果分析 その他本事業等に資する調査・研究等 	②A)、B)、C)	メール、Webストレージ等	—
本事業体	一般	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業者名、登録番号の確認 本事業等の間接補助事業に係る公募等 	②A)、B)	<ul style="list-style-type: none"> S I I HPへの掲載 申請様式等 	—

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「⑧」に示す外部委託先は提供先として扱わない

⑥ 匿名加工情報の提供について

本事業では、本事業体で③を目的として、②で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合がある。提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得する。本事業体のうち、匿名加工情報を取り扱うS I Iの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下を確認すること。

【S I I】 https://sii.or.jp/anonymouse_processing/index.html

⑦ 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがある。

⑧ 外部委託

本事業体は②で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがある。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行う。

⑨ 開示請求等について

本事業体が保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは以下の相談窓口まで連絡すること。請求内容を確認のうえ、対応する。

<相談窓口>

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

7 必要提出書類の入力例

1. アイコンの説明

製品区分により、参照するページが異なります。各ページの右上のアイコンで確認してください。

使用する様式は製品区分ごとに異なりますので、S I I ホームページの次世代建材のページより該当する様式をダウンロードしてください。

(https://sii.or.jp/meti_material06/)

製品区分



《例》

対象製品登録申請書



- ・全ての製品区分共通の参照ページです。
- ・該当しない製品区分はアイコンが薄い灰色になります。



2. 個人情報の取得と利用について(定型様式5)

JP

JT

JH

JD

JW

JC

個人情報の取得と利用について

1. 個人情報の取得について

本事業体は本事業の実施のため、以下「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3.」に記載する範囲・目的で提供することに、メーカーは同意するものとします。本事業体の個人情報保護方針は以下をご確認ください。

【SII】<https://sii.or.jp/privacy/> 【NRI】<https://www.nri.com/jp/site/security>

2. 取得する情報

本事業体は、本事業の実施期間に以下の情報を取得します。

- ①メーカー名、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の登録事業者情報
- ②登録製品の性能情報
- ③その他本事業に必要な情報

なお、メーカーが、本事業体に提供する上記の情報に、メーカーが自ら取得した個人情報が含まれる場合、本事業体への提供及び本事業体から国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

3. 利用目的

本事業体は「2.」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ①製品登録の審査、管理、連絡等
- ②製品登録以降の本事業等の審査、管理、連絡等
- ③本事業体の各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④その他、本事業の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

① ●●●●年 ●月 ●日

② メーカー名 ○○○○ 株式会社
 担当者名 ○○ ○○

■ 入力時の注意事項について

- ① 書類の作成日を入力してください。
 ※対象製品の登録申請期間内の日付(2024年4月8日～2024年11月29日)で入力してください。
- ② 「個人情報の取得と利用について」の内容を確認の上、メーカー名、担当者名を入力してください。

3. 対象製品登録申請書(定型様式1)

JP

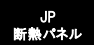
JT

JH

JD

JW

JC

①  定型様式1

② ●●●●年 ● 月 ●● 日

対象製品登録申請書

住建2024事業共同事業体 代表幹事
一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 郵便番号 ○○○-○○○○ ③
都道府県 市区町村 丁目・番地・号

住所 ○○県 ○○市○○区○○ ○-○-○○ ④
建物名・部屋番号(部屋番号は必ず記入すること)。
○○ビル○階

会社名 ○○○○株式会社 ⑤

役職 代表取締役 ⑥

代表者氏名 ○○ ○○ ⑦

令和6年度 次世代省エネ建材の実証支援事業
対象製品登録申請書

表記の件について、下記の誓約事項に同意の上、添付の通り登録申請します。

記

製品の登録に関する誓約事項

経済産業省が、以下の利用目的の範囲内でのみ利用することを前提として、補助対象製品に関する価格情報の提供を求めた場合、当社はこれに応じます。

(1)「次世代省エネ建材の実証支援事業」の適正な執行
(2)補助対象製品の価格の分析
(3)補助対象製品の価格水準(個社が特定されないよう統計処理等したものに限る)の公表

■ 入力時の注意事項について

- ① 製品ごとに書式が異なるため、登録する製品ごとに作成・提出してください。
- ② 書類の作成日を入力してください。
※対象製品の登録申請期間内の日付(2024年4月8日～2024年11月29日)で入力してください。
- ③ 会社の郵便番号を入力してください。
- ④ 会社の住所を入力してください。
- ⑤ 会社名を入力してください。
※(株)(有)等の省略をせずに、株式会社、有限会社と入力してください。
- ⑥ 法人の代表者の役職を入力してください。
- ⑦ 法人の代表者名を入力してください。

4. 対象製品申請リスト 【断熱パネル】

JP

JT

JH

JD

JW

JC

内蔵される断熱材のJIS規格等により書式が異なるため、以下に該当するシートに入力してください。

※この入力例はJIS規格製品の場合です。

【内蔵される断熱材のJIS規格等】

- JIS規格製品 : 「定型様式2-①(JIS有)」シート
- JIS規格製品 : 「定型様式2-②(JIS準拠)」シート
- JIS規格未取得製品 : 「定型様式2-③(JIS認証未取得製品)」シート
- JIS規格外製品 : 「定型様式2-④(JIS規格外)」シート

定型様式2-①(JIS有)

令和6年度 次世代省エネ建材の実証支援事業

対象製品申請リスト【断熱パネル】 JIS規格製品(内蔵される断熱材)

■ 申請者及び申請製品について ※ 各項目の先頭に“●”がある項目は、SIホームページにて公表

●メーカー名 *1	○○○○株式会社
メーカーコード *2	JP99
JIS規格有無	有(JIS規格)
JIS規格 *3	JIS A 9529
JIS規格の名称 *4	建築用真空断熱材
JISの認証番号 *5	AA00000000

- *1 メーカー名をご入力ください。
- *2 メーカーコードをご入力ください。
- *3 JIS規格番号を選択してください(過去3年以内に認証を受けている番号)。
※ JIS規格番号ごとにシートを分けて入力してください。
- *4 JIS規格を選択すると自動入力されるため、直接入力しないでください。
- *5 JIS認証番号を全て入力してください。

■ 申請製品の詳細

本シートにて登録する製品について、以下内容に相違がないことを確認の上、申請します。

① ● 製品名	内蔵される断熱材				⑤ 代表される断熱パネル		⑥ ● 厚さ [mm]	⑦ 現場組 真空断熱材	⑧ ● SI登録型番 (9桁)	⑨ ● メーカー情報	
	製品番号 (任意の数字4桁)	● 断熱材の種類	● 熱伝導率 (λ値) [W/(m·K)]	● グレード	熱抵抗値 (R値) [m ² ·K/W]	断熱材の 面積割合[%]				問合せ先	ホームページ等のURL
○○○○○断熱パネル	5678	グラスウール芯材 VIP	0.008	S	1.06	90.5	40	<input checked="" type="checkbox"/>	JP995678S	○○○○○	http://www○○○○

- ① 製品名を入力してください。
製品番号は、既登録製品と重複しない4桁の数字を入力してください。
- ② 内蔵される断熱材のJISに則った種類を入力してください。
(例)
押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種 1号C
硬質ウレタンフォーム断熱材 2種,1号,E,I
グラスウール芯材 VIP
- ③ 内蔵される断熱材の熱伝導率(λ値)[W/(m·K)]を入力してください。
(JIS Z 8401に従って、小数点3桁に丸めた値)。
※ 計算式や関数での入力を行わないでください。
- ④ グレードは、③の熱伝導率(λ値)より以下のとおりとします。
自動入力されるため、直接入力しないでください。
Sグレード：0.009以下 Aグレード：0.010～0.022

- ⑤ 代表される断熱パネルの熱抵抗値(R値)[m²·K/W](小数点第3位切り捨て)、断熱材の面積割合[%](小数点第2位切り捨て)を入力してください。
- ⑥ 断熱パネルの厚さ[mm]を入力してください。現場でパネルとする真空断熱材は、真空断熱材の厚さ[mm]を入力してください。
- ⑦ 現場でパネルとする真空断熱材を申請する場合はチェック☑を入れてください
- ⑧ メーカーコード(4桁)、製品番号(4桁)、グレード(1桁)を足した値が自動入力されるため、直接入力しないでください。
- ⑨ 問合せ先にはお問合せ用の電話番号、メールアドレス又はお問合せフォームのURLを入力し、併せてホームページ等のURLも入力してください。
 - ・ 計算式や関数での入力を行わないでください。
 - ・ 環境依存文字(罫やローマ数字)は使用不可。ローマ数字を使用する際は、以下で入力例：【 I→I(アイ) II→II(アイアイ) V→V(ブイ) X→X(エックス) 】

4. 対象製品申請リスト 【潜熱蓄熱建材】

JP

JT

JH

JD

JW

JC

定型様式2

令和6年度 次世代省エネ建材の実証支援事業

対象製品申請リスト【潜熱蓄熱建材】

■ 申請者及び申請製品について ※ 各項目の先頭に“●”がある項目は、SIIホームページにて公表

● メーカー名 *1	○○○○株式会社
メーカーコード *2	JT99
性能評価データを取得した 性能評価機関	一般財団法人○○○○

*1 メーカー名をご入力ください。
*2 メーカーコードをご入力ください。

■ 申請製品の詳細

本シートにて登録する製品について、以下内容に相違がないことを確認の上、申請します。

※1 A:開口部からの進入日射熱利用 B:温水式床暖房放熱器利用(太陽熱集熱設備併用) C:屋根空気集熱式ソーラーシステム(全館空調方式)

① ● 製品名	製品番号 (任意の数字4桁)	② ● 種類	③ ● 利用方法※1	④ ● 厚さ [mm]	⑤ ● 温度範囲15℃から 35℃における		⑥ ● 温度範囲20℃から 35℃における		⑦ ● SII登録型番 (8桁)	⑧ ● メーカー情報	
					蓄熱量 [kJ/m ²]	潜熱量 [kJ/m ²]	蓄熱量 [kJ/m ²]	潜熱量 [kJ/m ²]		問合せ先	ホームページ等のURL
○○○○○●潜熱蓄熱ボード	1234	ボード	A, B	25	100	50	90	45	JT991234	○○○○○○	http://www.○○○○

- ① 製品名を入力してください。製品番号は、既登録製品と重複しない4桁の数字を入力してください。
- ② 潜熱蓄熱建材の種類を以下から選択してください。
「フィルム容器」、「プラスチック容器」、「シート」、「ボード」、「複合」、「その他」
- ③ 潜熱蓄熱建材の利用方法を以下に該当するアルファベットから選択してください。
(併用の場合、該当するアルファベットの組合せを選択してください)
A) 開口部からの進入日射熱利用
B) 温水式床暖房放熱器利用(太陽熱集熱設備併用)
C) 屋根空気集熱式ソーラーシステム(全館空調方式)

- ④ 潜熱蓄熱建材の厚さ[mm]を入力してください。
- ⑤ 温度範囲15℃から35℃における蓄熱量及び潜熱量を入力してください。
- ⑥ ③でB及びBを含む組合せを選択した場合、温度範囲20℃から35℃における蓄熱量及び潜熱量を入力してください。
- ⑦ メーカーコード(4桁)、製品番号(4桁)を足した値が自動入力されるため、直接入力しないでください。
- ⑧ 問合せ先にはお問合せ用の電話番号、メールアドレス又はお問合せフォームのURLを入力し、併せてホームページ等のURLも入力してください。
・ 計算式や関数での入力を行わないでください。
・ 環境依存文字(株)やローマ数字は使用不可。ローマ数字を使用する際は、以下で入力例：【 I→I(アイ) II→II(アイアイ) V→V(ブイ) X→X(エックス) 】

4. 対象製品申請リスト【断熱材】

JP

JT

JH

JD

JW

JC

断熱材のJIS規格等により書式が異なるため、以下に該当するシートに入力してください。

※この入力例はJIS規格製品の場合です。

【内蔵される断熱材のJIS規格等】

- JIS規格製品 : 「定型様式2-①(JIS有)」シート
- JIS規格未取得製品 : 「定型様式2-③(JIS認証未取得製品)」シート
- JIS規格準拠製品 : 「定型様式2-②(JIS準拠)」シート
- JIS規格外製品 : 「定型様式2-④(JIS規格外)」シート

定型様式2-①(JIS有)

令和6年度 次世代省エネ建材の実証支援事業

対象製品申請リスト【断熱材】 JIS規格製品

■ 申請者及び申請製品について ※ 各項目の先頭に“●”がある項目は、SIホームページにて公表

●メーカー名 *1	○○○○株式会社
メーカーコード *2	JH99
JIS規格有無	有(JIS規格)
JIS規格 *3	JIS A 9521
JIS規格の名称 *4	建築用断熱材
JISの認証番号 *5	AA00000000

- *1 メーカー名をご入力ください。
- *2 メーカーコードをご入力ください。
- *3 JIS規格番号を選択してください(過去3年以内に認証を受けている番号)。
※ JIS規格番号ごとにシートを分けて入力してください。
- *4 JIS規格を選択すると自動入力されるため、直接入力しないでください。
- *5 JIS認証番号を全て入力してください。

■ 申請製品の詳細

本シートにて登録する製品について、以下内容に相違がないことを確認の上、申請します。

① ● 製品名	製品番号 (任意の数字4桁)	② ● 断熱材の種類	③ ● 熱伝導率 (λ値) [W/(m・K)]	④ ● SI登録型番 (8桁)	⑤ ● メーカー情報	
					問合せ先	ホームページ等のURL
○○○○○○○断熱材	1234	押出法ポリスチレンホーム断熱材 3種bDII	0.022	JH991234	○○○○○○○○○○○○	http://www○○○○○○○○

- ① 製品名を入力してください。製品番号は、既登録製品と重複しない4桁の数字を入力してください。
- ② JISに則った種類を入力してください。
例) 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種1号C
硬質ウレタンフォーム断熱材 2種,1号,E,I
- ③ 断熱材の熱伝導率(λ値)[W/(m・K)]を入力してください。
(JIS Z 8401に従って、小数点3桁に丸めた値)
※ 計算式や関数での入力を行わないでください。

- ④ メーカーコード(4桁)、製品番号(4桁)を足した値が自動入力されるため、直接入力しないでください。
- ⑤ 問合せ先にはお問合せ用の電話番号、メールアドレス又はお問合せフォームのURLを入力し、併せてホームページ等のURLも入力してください。
・ 計算式や関数での入力を行わないでください。
・ 環境依存文字(罫やローマ数字)は使用不可。ローマ数字を使用する際は、以下で入力例: 【 I→i(アイ) II→ii(アイアイ) V→v(ブイ) X→x(エックス) 】

4. 対象製品申請リスト【玄関ドア】

JP

JT

JH

JD

JW

JC

定型様式2

令和6年度 次世代省エネ建材の実証支援事業

対象製品申請リスト【玄関ドア】

■ 申請者について ※ 各項目の先頭に“●”がある項目は、SIIホームページにて公表

● メーカー名 *1	○○○○株式会社
メーカーコード *2	JD99

*1 メーカー名をご入力ください。
*2 メーカーコードをご入力ください。

■ 申請製品の詳細

本シートにて登録する製品について、以下内容に相違がないことを確認の上、申請します。

① 枠の仕様	② 戸の仕様	③ ● シリーズ名又は製品名	シリーズ番号 (任意の数字4桁)	④ ● 防火仕様 の有無	⑤ ● 厚さ [mm]	⑥ 熱貫流率 (Ud値) [W/(m ² ·K)]	⑦ ● グレード	⑧ ● SII登録型番 (9桁)	⑨ ● メーカー情報	
									問合せ先	ホームページ等のURL
金属製熱遮断構造	金属製高断熱フラッシュ構造	○○ドアAシリーズ(装飾ガラス仕様除く)	0001	無	50	1.9	S	JD990001S	○○○○○○	http://www.○○○○○○○○
金属製熱遮断構造	金属製断熱フラッシュ構造	○○ドアBシリーズ(防火)	0002	有	50	2.3	A	JD990002A	○○○○○○	http://www.○○○○○○○○
樹脂と金属の複合材料製	金属製高断熱フラッシュ構造	○○断熱ドアC(北海道仕様)	0003	無	70	0.95	S	JD990003S	○○○○○○	http://www.○○○○○○○○

- ① 枠の仕様を以下から選択してください。
「木製」、「金属製熱遮断構造」、「木と金属の複合材料製」、
「樹脂と金属の複合材料製」、「その他」
- ② 戸の仕様を以下から選択してください。
「金属製高断熱フラッシュ構造」、「金属製断熱フラッシュ構造」、
「木製断熱積層構造」、「その他」
- ③ シリーズ名又は製品名を入力し、防火仕様の製品は、製品名に(防火)を
入力してください。シリーズ番号は、既登録製品と重複しない4桁の数字を
入力してください。
- ④ 防火仕様の有無を以下から選択してください。
「無」、「有」

- ⑤ 玄関ドアの厚さ[mm]を入力してください。
 - ⑥ 熱貫流率(Ud値)[W/(m²·K)]を有効数字2桁にて入力してください。
(JIS Z 8401に従って丸めた値)
※ 計算式や関数での入力を行わないでください。
 - ⑦ グレードは、⑥の熱貫流率(Ud値)より以下のとおりとします。
自動入力されるため、直接入力しないでください。
Sグレード：1.9以下 Aグレード：2.0~2.3
 - ⑧ メーカーコード(4桁)、シリーズ番号(4桁)、グレード(1桁)を足した値が
自動入力されるため、直接入力しないでください。
 - ⑨ 問合せ先にはお問合せ用の電話番号、メールアドレス又はお問合せフォーム
のURLを入力し、併せてホームページ等のURLも入力してください。
- ・ 計算式や関数での入力を行わないでください。
 - ・ 環境依存文字(罫やローマ数字)は使用不可。ローマ数字を使用する際は、以下で入力
例：【 I→I(アイ) II→II(アイアイ) V→V(ブイ) X→X(エックス) 】

4. 対象製品申請リスト 【窓・防災ガラス窓】

JP

JT

JH

JD

JW

JC

定型様式2(窓・防災ガラス窓)

令和6年度 次世代省エネ建材の実証支援事業

対象製品申請リスト【窓・防災ガラス窓】

■ 申請者について ※ 各項目の先頭に“●”がある項目は、SIホームページにて公表

● メーカー名 *1	○○○○株式会社
● メーカーコード *2	JW99

*1 メーカー名をご入力ください。
*2 メーカーコードをご入力ください。

■ 申請製品の詳細

本シートにて登録する製品について、以下内容に相違がないことを確認の上、申請します。

① ● 製品区分	② ● 改修工法	③ ● 建具の仕様	④ ● シリーズ名又は製品名	シリーズ番号 (任意の数字4桁)	⑤ ● ガラス仕様	⑥ ● ガラス中空層の種類	⑦ 開口部の熱貫流率(Uw値) [W/(㎡・K)]	⑧ ● 最小ガラス中空層の厚さ[mm]		⑨ ● グレード	⑩ ● SI登録型番(9桁)	⑪ ● メーカー情報		
								一層目	二層目			問合せ先	ホームページ等のURL	
窓(防火・防風・防犯仕様)		樹脂製	○○外窓(防火)	1234	複層	アルゴンガス	1.5	16	+	S	JW991234S	○○○○○○	http://www.○○○○	
防災ガラス窓	カバー工法	アルミ樹脂複合	【防災】Low-E複層窓	5678	Low-E複層	乾燥空気	2.1	6	+	A	JW995678A	○○○○○○	http://www.○○○○	
防災ガラス窓	外窓交換	木製	【防災】○○Low-E複層三層窓	9876	Low-E三層	真空	0.95	16	+	0.2	S	JW999876S	○○○○○○	http://www.○○○○
									+					

- ① 製品区分は以下を選択してください。
A) 窓(防火・防風・防犯仕様)、B) 防災ガラス窓
- ② 防災ガラス窓の改修工法は以下を選択してください。
「カバー工法」、「外窓交換」 ※窓(防火・防風・防犯)の改修工法は選択不可です。
- ③ 建具の仕様を以下から選択してください。
「樹脂製」、「木製」、「アルミ樹脂複合」、「アルミ木複合」、「樹脂木複合」
- ④ シリーズ名又は製品名を入力してください。
防災ガラス窓のシリーズ名は頭に必ず「防災」と表記されます(自動で表記)。テラスタド、勝手口ドア等を登録する場合は製品名を入力してください。シリーズ番号は、既登録製品と重複しない4桁の数字を入力してください。
- ⑤ ガラス仕様を以下から選択してください。
「複層」、「Low-E複層」、「Low-E三層」、「ダブルLow-E三層」、「その他」
- ⑥ ガラス中空層の種類を選択してください。
「乾燥空気」、「アルゴンガス」、「クリプトンガス」、「真空」、「その他」
- ⑦ 開口部の熱貫流率(Uw値)[W/(㎡・K)]を有効数字2桁にて入力してください。(JIS Z 8401に従って丸めた値)※ 計算式や関数での入力を行わないでください。

- ⑧ 室外側から数えて入力してください。二層目以降がない場合は空白のままにしてください。(ゼロ“0”の入力は不可)
(注) 防災ガラス窓に用いるガラスは、JIS認証(JIS R 3205)を取得した合わせガラスであり、且つ中間膜の厚さが60mil(1.52mm)以上のものであることが必須条件です。
- ⑨ グレードは、⑦の開口部の熱貫流率(Uw値)[W/(㎡・K)]より以下のとおりとします。自動入力されるため、直接入力しないでください。

製品		Sグレード	Aグレード
窓(防火・防風・防犯仕様)	外窓	1.9以下	2.0~2.3
	カバー工法窓	1.9以下	2.0~2.3
防災ガラス窓	外窓	1.9以下	-

- ⑩ メーカーコード(4桁)、シリーズ番号(4桁)、グレード(1桁)を足した値が自動入力されるため、直接入力しないでください。
- ⑪ 問合せ先にはお問合せ用の電話番号、メールアドレス又はお問合せフォームのURLを入力し、併せてホームページ等のURLも入力してください。
・ 計算式や関数での入力を行わないでください。
・ 環境依存文字(縦やローマ数字)は使用不可。ローマ数字を使用する際は、以下で入力例：【 I→I(アイ) II→II(アイアイ) V→V(ブイ) X→X(エックス) 】

4. 対象製品申請リスト【調湿建材】

JP

JT

JH

JD

JW

JC

定型様式2

令和6年度 次世代省エネ建材の実証支援事業

対象製品申請リスト【調湿建材】

■ 申請者及び申請製品について ※ 各項目の先頭に“●”がある項目は、SIIホームページにて公表

● メーカー名 *1	〇〇〇〇株式会社
メーカーコード *2	JC99
性能評価データを取得した性能評価機関	一般社団法人〇〇〇〇

- *1 メーカー名をご入力ください。
- *2 メーカーコードをご入力ください。

■ 申請製品の詳細

本シートにて登録する製品について、以下内容に相違がないことを確認の上、申請します。

① ● シリーズ名又は製品名	製品番号 (任意の数字4桁)	② ● 使用可能な部位	③ 中湿域における吸湿量 [g/m ²]			④ 放湿過程 12時間後の 放湿量 [g/m ²]	⑤ 1~4サイクルの 放湿量 (最小値) [g/m ²]	⑥ ● 厚さ [mm]	⑦ ● 代表サイズ [mm]	⑧ ● SII登録番号 (8桁)	⑨ ● メーカー情報		
			3時間後	6時間後	12時間後						割合[%]	問合せ先	ホームページ等のURL
〇〇調湿建材 Aシリーズ	0001	天井・壁併用	15.0	20.0	29.0	18.0	62	22	6	910 × 1820	JC990001	〇〇〇〇〇〇	http://www.〇〇〇〇
〇〇調湿建材 Bシリーズ	0002	床	20.0	23.0	32.0	25.0	78		12	455 × 1820	JC990002	〇〇〇〇〇〇	http://www.〇〇〇〇
										×			

- ① シリーズ名又は製品名を入力してください。
製品番号は、既登録製品と重複しない4桁の数字を入力してください。
 - ② 使用可能な部位を以下から選択してください。
「天井」、「壁」、「床」、「天井・壁併用」
 - ③ 中湿域(相対湿度50-75%)における吸湿量(3時間後、6時間後、12時間後)を入力してください。
 - ④ 放湿過程12時間後の放湿量と吸湿量に対する割合を入力してください。
 - ⑤ ④の吸湿量に対する割合が70%未満の場合は、1~4サイクル目の放湿量の内、最小値を入力してください。
 - ⑥ 調湿建材の厚さ[mm]を入力してください。
 - ⑦ 登録する調湿建材の内、代表的なサイズを入力してください。
 - ⑧ メーカーコード(4桁)、製品番号(4桁)を足した値が自動入力されるため、直接入力しないでください。
 - ⑨ 問合せ先にはお問合せ用の電話番号、メールアドレス又はお問合せフォームのURLを入力し、併せてホームページ等のURLも入力してください。
- ・ 計算式や関数での入力を行わないでください。
・ 環境依存文字(罫)やローマ数字)は使用不可。ローマ数字を使用する際は、以下で入力例：【 I→I(アイ) II→II(アイアイ) V→V(ブイ) X→X(エックス) 】

5. 企業情報(定型様式3)

JP

JT

JH

JD

JW

JC

定型様式3

① ●●●●年●月●●日

令和6年度 次世代省エネ建材の実証支援事業

企業情報

③ 代表情報	会社名	○○○○株式会社		メーカーコード	② JP99	
	住所	〒 ○○○ - ○○○○				
		都道府県	市区町村	丁目・番地・号		
		○○県	○○市○○区○○	○-○-○○		
電話番号	(○○) ○○○○ - ○○○○		○○ビル○階			

④ 連絡担当者1	会社名	△△△△株式会社		所属	△△部	
	担当者	△△ △△		E-mail	△△△△ @ △△△△	
	住所	〒 △△△ - △△△△				
		都道府県	市区町村	丁目・番地・号		
△△県		△△市△△区△△	△-△-△△			
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△	緊急連絡先(携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△			

⑤ 連絡担当者2	会社名	□□□□株式会社		所属	□□部	
	担当者	□□ □□		E-mail	□□□□ @ □□□□	
	住所	〒 □□□ - □□□□				
		都道府県	市区町村	丁目・番地・号		
□□県		□□市□□区□□	□-□-□□			
電話番号	(□□) □□□□ - □□□□	緊急連絡先(携帯等)	(□□□) □□□□ - □□□□			

※SIIからの連絡は、基本的に「連絡担当者1」へ行う。
 ※「連絡担当者1」と「連絡担当者2」は各担当者間の連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めること。
 (「連絡担当者2」の入力は任意とする。)

■ 入力時の注意事項について

- ① 書類の作成日を入力してください。
※対象製品の登録申請期間内の日付(2024年4月8日～2024年11月29日)で入力してください。
- ② 受領したメーカーコードを入力してください。
- ③ メーカー情報を入力してください。
- ④ 連絡担当者1は必ず入力してください。
 - ・ 問合せに確実に対応できる担当者を入力してください。
 - ・ E-mailアドレスを必ず入力してください。
 - ・ 緊急連絡先には、緊急時に連絡が取れる携帯等の番号を入力してください。
- ⑤ 「連絡担当者1」の不在時に対応が可能な担当者を入力してください。

6. OEM等企業情報(定型様式4)

JP

JT

JH

JD

JW

JC

定型様式4

① ●●●● 年 ● 月 ●● 日

令和6年度 次世代省エネ建材の実証支援事業

OEM等企業情報

②

■申請するメーカーの情報

代表情報	会社名 ○○○○株式会社	メーカーコード	③ JP99
------	-----------------	---------	--------

■OEM等先の情報

④ OEM等	会社名	●●●●株式会社	所属	●●部	
	担当者	●●●●	E-mail	●●●●@●●●●	
	住所	〒 ●●●● - ●●●● <small>市道府県 市区町村 丁目・番地・号</small>			
		●●県 ●●市●●区●● ●●-●●-●● <small>建物名・部屋番号(部屋番号は必ず入力すること)。 ※海外企業の場合は、本項目に住所を入力すること。</small>			
電話番号	(●●) ●●●● - ●●●●	緊急連絡先(携帯等)	(●●●●) ●●●● - ●●●●		

■SII登録型番の情報

⑤

No	SII登録型番	No	SII登録型番	No	SII登録型番	No	SII登録型番
1	JP991234A	21		41		61	
2		22		42		62	
3		23		43		63	
4		24		44		64	
5		25		45		65	
6		26		46		66	
7		27		47		67	
8		28		48		68	
9		29		49		69	
10		30		50		70	
11		31		51		71	
12		32		52		72	
13		33		53		73	
14		34		54		74	
15		35		55		75	
16		36		56		76	
17		37		57		77	
18		38		58		78	
19		39		59		79	
20		40		60		80	

■ 入力時の注意事項について

- ① 書類の作成日を入力してください。
※対象製品の登録申請期間内の日付(2024年4月8日~2024年11月29日)で入力してください。
 - ② メーカー情報を入力してください。
 - ③ 受領したメーカーコードを入力してください。
 - ④ OEM等先の情報を入力してください。
 - ⑤ OEM等情報に関するSII登録型番を全て入力してください。
※登録型番はSIIから発番された番号を入力してください。
- 併せて提出する契約書や覚書等の写しと整合性をとってください。
 - OEM等企業情報は1企業につき1シートを提出してください。

8 その他

1. 対象製品の変更について

対象製品の公表後に変更が生じた場合は、予めS I Iへ連絡すること。

S I Iより変更連絡書のフォーマットをメールにて送付するので、申請者は変更連絡書と修正した該当書類を提出すること。

2. 出荷証明書・施工証明書発行についてのお願い

出荷証明書・施工証明書は、申請者が実績の報告を行う際に申請された登録製品が実際に出荷・施工されているかを審査するために必ず提出して頂くようお願いしております。発行に際しまして、メーカー支店・営業所や販売事業者・施工業者へ以下周知をお願い致します。

① 原則、以下事業者にて発行をお願い致します。

- 出荷証明書：元受け事業者への販売事業者(販売店・代理店等の直前納材店)が発行
- 施工証明書：施工業者が発行

② 各証明書の書式は、S I Iホームページの次世代建材のページ(https://sii.or.jp/reti_material06/)からダウンロードしたものをご使用ください。それ以外の書式は認められませんのでご注意ください。

③ 複数ページになる場合は、必ず全てのページにページ番号をご記載願います。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
次世代省エネ建材の実証支援事業

https://sii.or.jp/meti_material06/

☎ 03-5565-3110

[受付時間] 平日10時～12時、13時～17時

※通話料がかかります。
